

熊本県公報

号外 第23号の2
平成18年4月10日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規制の一部改正……………(林業振興課) 1

規 則

熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年4月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第46号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和34年熊本県規則第30号)の一部
を次のように改正する。
別記第1号様式中「3 有限会社 4 合資会社 5 合名会社」を「3 合名会社 4
合資会社 5 合同会社」に改め、同様式の別紙を次のように改める。

木 材 業 者 登 録 申 請 書 記 入 要 領

- 1 標題の新規・更新の別は、いずれか該当する方を○で囲んでください。
- 2 「(1)登録番号」は、新規申請の場合は記入する必要はありません。
- 3 「(2)市町村コード」は、下記市町村コード表により記入してください。ただし、県外の場合は、001を記入してください。
- 4 「(3)住所又は所在地」は、市町村名を記入する必要はありません。ただし、県外の場合は、県名から記入してください。
- 5 個人申請者で、商号のない場合は、「(6)法人名」及び「(7)代表者役職名」は、記入する必要はなく、「(8)代表者氏名」は申請者氏名を記入してください。
- 6 「(10)所在地」は、申請者の「(3)住所又は所在地」と異なる場合に記入してください。
- 7 「(11)創業年」は、例えば創業を開始した年が昭和35年の場合は、Sを○で囲み枠の中に35と記入してください。
- 8 「(14)年齢別従業員数」の中段の の中には年齢別の従業員の総数を、下段の () の中には年齢別従業員数のうち前年度の新規採用数を、「うち事務職員数」には年齢別従業員数のうち事務職員数の合計を記入してください。
- 9 「(19)前年度の販売量」は、木材市場のみ記入してください。
- 10 「◎登録年月日」は、申請者は記入する必要はありません。

記

市	玉名郡	阿蘇郡	葦北郡
熊本市 201	玉東町 364	南小国町 423	芦北町 482
八代市 202	南関町 367	小国町 424	津奈木町 484
人吉市 203	長洲町 368	産山村 425	
荒尾市 204	和水町 369	高森町 428	
水俣市 205		西原村 432	
玉名市 206		南阿蘇村 433	
山鹿市 208			
菊池市 210	鹿本郡		球磨郡
宇土市 211	植木町 385	上益城郡	錦町 501
上天草市 212		御船町 441	多良木町 505
宇城市 213		嘉島町 442	湯前町 506
阿蘇市 214	菊池郡	益城町 443	水上村 507
天草市 215	大津町 403	甲佐町 444	相良村 510
合志市 216	菊陽町 404	山都町 447	五木村 511
			山江村 512
			球磨村 513
			あさぎり町 514
下益城郡		八代郡	天草郡
城南町 341		氷川町 468	苓北町 531
富合町 342			
美里町 348			

別記第2号様式中「3 有限会社 4 合資会社 5 合名会社」を「3 会名会社
4 合資会社 5 合同会社」に改め、同様式の別紙を次のように改める。

製材業者登録申請書記入要領

- 1 標題の新規・更新の別は、いずれか該当する方を○で囲んでください。
- 2 「(1)登録番号」は、新規申請の場合は記入する必要はありません。
- 3 「(2)市町村コード」は、下記市町村コード表により記入してください。ただし、県外の場合は、001を記入してください。
- 4 「(3)住所又は所在地」は、市町村名を記入する必要はありません。ただし、県外の場合は、県名から記入してください。
- 5 個人申請者で、商号のない場合は、「(6)法人名」及び「(7)代表者役職名」は、記入する必要はなく、「(8)代表者氏名」は申請者氏名を記入してください。
- 6 「(10)所在地」は、申請者の「(3)住所又は所在地」と異なる場合に記入してください。
- 7 「(11)創業年」は、例えば創業を開始した年が昭和35年の場合は、Sを○で囲み枠の中に35と記入してください。
- 8 「(14)年齢別従業員数」の中段の□の中には年齢別の従業員の総数を、下段の()の中には年齢別従業員数のうち前年度の新規採用数を記入してください。
- 9 「(18)前年度製品生産量」の下段には、製品生産量のうち乾燥材の生産量を記入してください。(「乾燥材」とは、JAS乾燥材の含水率基準(含水率25%以下)を満足するものです。)
- 10 「(20)契約電力量」は、小数点第2位まで記入してください。
- 11 「◎登録年月日」は、申請者は記入する必要はありません。

記

市	玉名郡	阿蘇郡	葦北郡
熊本市 201	玉東町 364	南小国町 423	芦北町 482
八代市 202	南関町 367	小国町 424	津奈木町 484
人吉市 203	長洲町 368	産山村 425	
荒尾市 204	和水町 369	高森町 428	
水俣市 205		西原村 432	
玉名市 206		南阿蘇村 433	
山鹿市 208	鹿本郡		球磨郡
菊池市 210	植木町 385	上益城郡	錦町 501
宇土市 211		御船町 441	多良木町 505
上天草市 212	菊池郡	嘉島町 442	湯前町 506
宇城市 213	大津町 403	益城町 443	水上村 507
阿蘇市 214	菊陽町 404	甲佐町 444	相良村 510
天草市 215		山都町 447	五木村 511
合志市 216			山江村 512
			球磨村 513
			あさぎり町 514
下益城郡		八代郡	天草郡
城南町 341		氷川町 468	苓北町 531
富合町 342			
美里町 348			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式及び別記第2号様式の改正規定中「3 有限会社 4 合資会社 5 合名会社」を「3 合名会社 4 合資会社 5 合同会社」に改める部分は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の規定により提出されている登録申請書は、改正後の熊本県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の相当規定により提出された登録申請書とみなす。

